

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 3 年 1 1 月 9 日付けの保護決定通知書（別紙参照。以下「本件処分通知書」という。）で行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- 1 本件処分通知書の 2・③の扶助額で、特に 1 0 月、1 1 月分の金額が実際と違っている。

1 0 月 2 6 日不動産会社に振込した金額のうち家賃分 ¥ 4 6, 0 0 0 は 1 1 月の家賃分となるので、1 1 月の会計処理をすべきと思う。

また、1 1 月の扶助費 ¥ - 3 3, 3 8 7 を病院に支払うよう指示があるが、なぜ関係のない病院に支払わなければならないのか。

さらに、一時扶助の布団新規分は ¥ 1 8, 0 0 0 への購入レシートを提出しているのに ¥ 1 1, 7 7 5 となっているのはなぜか。

- 2 管理費が住宅扶助で支払われないのは不服である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適

用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 1 2 月 2 7 日	諮問
令和 6 年 2 月 7 日	審議（第86回第3部会）
令和 6 年 3 月 6 日	審議（第87回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の基準

法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護の基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 保護の種類

法11条1項1号は、保護の種類として「生活扶助」を掲げ、法12条は、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの及び移送の範囲内において行われるとしている。

また、法11条1項3号は、保護の種類として「住宅扶助」を掲げ、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

なお、法14条の「住居」とは、衣食住という場合の住に当たり、住について直接必要なものをいうが、金銭給付するものとしては家賃のみ

と解されている（小山進次郎『改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）』（全国社会福祉協議会、昭和60年）253頁参照）。

(3) 家賃、間代、地代等

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・アは、家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定することとしている。

(4) 住宅に係る共益費の位置付け

被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費について、生活保護法施行規則23条の2は、「生活保護法施行令第3条の表の法第31条第3項の規定（注：生活扶助に係る規定である。）により交付する保護金品により支払うべき費用であって、住宅を賃借して居住することに伴い通常必要とされる費用のうち厚生労働省令で定めるものの項に規定する厚生労働省令で定めるものは、被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費とする。」としている。

したがって、共益費は、生活扶助の対象であり、住宅扶助の対象ではない。

(5) 経常的・臨時的最低生活費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第7・1は、経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要の全てを満たすための費用として認定するものであるとし、同・2は、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであるとし、特別の需要として、①出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要、②日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要、③新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要を掲げている。

(6) 保護費の過払等が生じた場合の処理

保護の実施機関の誤りにより保護費の不足又は過払が生じた場合であっても、実施機関が誤りの発見後に再算定を行い、遡及的に正しい扶助額に変更する決定をすることは可能であるが、一般に、最低生活費の遡及変更の限度は3か月程度（発見月からその前々月分まで）とされ（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）問13-2・答2）、また、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）について、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないとされている（局長通知第10・2・(8)）。

(7) 医療費本人支払額

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療通知」という。）第3・2・(2)・アは、「要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること。」としている。

(8) 職権による保護及び変更

法25条2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないものとしている。

(9) 次官通知、局長通知及び医療通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするもので、実務の適切な遂行に資するものである。

2 本件処分についての検討

(1) これを本件についてみると、処分庁は、請求人に対し、前々回処分により、請求人の転居に伴う住宅扶助費（令和3年10月分及び11月分）を一時扶助として支給したところ、当該住宅扶助費の家賃相当額に共益費が含まれていたことを把握し、共益費は住宅扶助の対象外であることから、共益費に相当する額5,967円を過払分として収入認定するこ

とにより、共益費を除いた住宅扶助費に変更する旨の保護変更決定（本件処分）を行ったことが認められる。

また、前回処分により令和３年１１月分以降の保護費から住宅扶助を削除していたことから、同年１２月１日を変更年月日として住宅扶助費４６，０００円（上記共益費を含まない家賃相当額）を認定したことが認められる。

さらに、同年１１月１日を変更年月日として、請求人の生活移送費６７，６５０円を支給すること、同年１２月１日を変更年月日として、被服費１１，７７５円を支給することを決定していることが認められる。

- (2) ところで、共益費については、住宅扶助ではなく、生活扶助として被保護者に交付される金品で支払うべき費用であること（１・(4)）、住宅扶助として支給されるのは家賃のみであると解されていること（同・(2)）からすれば、共益費は生活扶助費から賄うべきものである。

加えて、生活扶助については、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要の全てを満たすための費用として「経常的最低生活費」が認定されており、それ以外の「臨時的最低生活費」は、特別の需要のある者について、緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定するものであることからすれば（１・(5)）、共益費については、生活扶助の経常的最低生活費から賄うべきものである。

そうすると、処分庁が、共益費は住宅扶助の対象外であるとして、当該共益費に相当する額５，９６７円を過払分として収入認定し、共益費を除いた住宅扶助費に変更したこと、令和３年１２月１日を変更年月日として共益費を含まない家賃相当額４６，０００円を住宅扶助費として認定したことは、法令等の定め（１・(4)及び同・(6)）に則って適正に行われたものといえることができる。

- (3) また、処分庁は、前回処分による医療費本人支払額３３，３８７円について、請求人が支払わないと述べたことから、同額を令和３年１２月分の保護費で収入充当している。

最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額について、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないとされているところ（１・(6)）、前回処分は、請求人の収入認定額が生活扶助費を上回り、３３，３８７円が収入充当できないため、同

額を医療費本人支払額としたものであり、請求人が医療費本人支払額を支払わないことにより、同額を収入充当可能な令和３年１２月分の保護費に充当することは、法令等の定めに則って行われたものといえることができる。

- (4) さらに、請求人から申請のあった生活移送費６７，６５０円を支給していることにも違法又は不当な点は認められない。
- (5) 以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

３ 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は、第３・１のとおり、本件処分通知書の扶助額が実際と違っている旨主張する。

しかし、本件処分が法令等の定めに則って適正になされたものであることは上記２で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

なお、請求人は、なぜ関係のない病院に支払わなければならないのかとも主張する。医療費本人支払額は、現物給付を受けた医療扶助に充当するため、本来支払うべきであった医療費を直接医療機関へ支払うよう求めるものであり、法令等の定めに則った適正な処理である。

- (2) 請求人は、第３・２のとおり、管理費（共益費）が住宅扶助で支払われないのは不服である旨主張する。

しかし、住宅扶助として支給されるのは家賃のみであると解されていること、共益費は生活扶助費から賄うべきものであることは、上記２・(2)で述べたとおりである。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙（略）